

農機具更新共済約款

第1章 補償の内容

（共済金額）
第1条 共済金額は、共済規程に定める額を最高の額として組合員が申し出た金額とします。**（減価共済金額）**
第2条 減価共済金額は、共済金額を限度として共済目的の経年減価額（新調価額額（共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する最新の農機具を取得するために要する価額をいいます。以下同様とします。）に共済責任期間の耐用年数に対する割合を乗じて得た額。以下同様とします。）の範囲内で、組合員が申し出た金額とします。**（共済目的の範囲）**
第3条 共済目的は、組合員の所有する未使用の状態で取得された農機具とします。
2 前項に規定する農機具の附属装置は共済目的に含まれません。**（共済責任期間）**
第4条 共済責任期間は、3年以上の期間であって、農機具の耐用年数の範囲内で共済規程に定める期間とし、組合員がこの組合に共済掛金等（共済掛金及び事務費賦課金をいいます。）を払い込んだ日（第4項の共済証券にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されている場合はその日）の午後4時から始まり、未日の午後4時に終わります。

2 前項の規定にかかわらず、組合員が農機具更新共済加入申込書に記載された共済責任期間の開始日以降に共済掛金等を払い込んだ場合の共済責任期間は、払い込んだ日の午後4時から始まります。
3 共済責任期間が始まった後であっても、この組合は、共済掛金等の払込済み前年発生した事故による損害又はその事故の発生に伴い生じた費用に対しては、災害共済金を支払いません。
4 この組合は、共済関係が成立した場合は、組合員に共済証券を交付します。**（備考）**
第4項の共済証券は、農業共済組合模範共済規程例の基準（平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官伏命通知）第166条第1項の書面をいう。以下同様。

第2章 共済掛金等の払込

（共済掛金等の払込）
第5条 組合員は、共済掛金期間（初回の共済掛金期間は共済責任期間の開始の日から1年間、次回以降の共済掛金期間はそれぞれの共済掛金期間の開始の日を当該日から1年間をいいます。以下同様とします。）の満了の日までに、次の共済掛金期間に対する共済掛金等を払い込まなければならない。**（共済掛金等の払込猶予期間）**
第6条 第5条（共済掛金等の払込）に規定する第2回以後の共済掛金等の払込みについては、共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して14日の猶予期間があります。

2 共済掛金等の払込みがないまま、前項の猶予期間に第8条（共済金を支払う場合）第1項の事故により災害共済金を支払うこととなった場合は、この組合は、支払うべき災害共済金からその共済掛金を差し引きます。
3 共済掛金等が払い込まれないままで猶予期間を過ぎると、その初日から共済関係は効力を失います。**（共済関係の復活）**

第7条 前条（共済掛金等の払込猶予期間）第3項の規定により、共済関係の効力を失ってから1年以内であれば、組合員は共済関係の復活を申し込むことができます。この場合、組合員は共済掛金等に相当する未納の金額に共済関係が効力を生じた日から当該金額を納入する日までの満月数（月未満は切捨て）に応じ、年2％の割合で算出した延滞利息を加算して得た金額を納入しなければなりません。
2 前項の共済関係の復活の効力は、当該組合員が前項の金額を納入したときから生じます。
3 第15条（告知義務）及び第24条（共済関係の復活）第1項の規定は、共済関係の復活について準用します。

第3章 共済金の支払

（共済金を支払う場合）
第8条 この約款に従い、次に掲げる事故によって共済目的に生じた新調価額額の減少（以下「損害」といいます。損害には防災又は緊急避難に必要な処置によって発生した損害を含みます。以下同様とします。）に対して災害共済金を支払います。
（1）火災、落雷、物体の落下若しくは飛来、破裂若しくは爆発、落雷による盗取若しくは盗損、鳥獣害又は第三者行為による不可抗力の盗損
（2）衝突、接触、墮落、転覆、異物の巻き込み、その他これらに類する稼働中の事故
（3）台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害（地震及び噴火若しくはこれらによる津波、降ひょう、地震等」といいます。）及び落雷による損害を除きます。この組合は、共済目的について共済責任を終了又は満了に伴う経年減価（減価償却による減耗をいいます。）による損害に対し、減価共済金を支払います。**（災害共済金を支払わない損害）**

第9条 この組合は、次に掲げる損害に対しては災害共済金を支払いません。
（1）組合員又はその者の法定代理人（組合員が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関、以下この条において同様とします。）の故意又は重大な過失によって発生した損害
（2）組合員が生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害（その親族が組合員に災害共済金を取得させる目的がなかった場合を除きます。）
（3）組合員でない者が災害共済金の全部又は一部を受け取べき場合においては、その者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害。ただし、他の者を受け取るべき金額については除きます。
（4）運転者の故意又は重大な過失によって発生した損害
（5）農作業以外の使用目的による事故
（6）共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗によって発生した損害
（7）故障（偶然な外来の事故に直接起因しない共済目的の電気的又は機械的損害をいいます。）によって発生した損害
（8）凍結（ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等）によって発生した損害
（9）消耗部品のみが発生した損害

2 この組合は、次に掲げる損害（次に掲げる事由によって発生した前条（共済金を支払う場合）第1項の事故が延焼又は拡大して発生した損害及び発生原因のいんを問わず同条同項の事故が次に掲げる事由によって延焼又は拡大して発生した損害を含みます。）に対しては、災害共済金を支払いません。
（1）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の区域において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事象と認められる状態をいいます。）によって発生した損害

前条（共済金を支払う場合）第1項第3号の地震等による損害には、次のものを含みます。
ア 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発による損害
イ 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発が延焼又は拡大して発生した損害
ウ 火災、破裂又は爆発が地震等によって延焼又は拡大して発生した損害

3 核燃料物質（使用燃料物を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（放射線、爆発性その他有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって発生した損害）**（災害共済金を支払わない場合）**

第10条 この組合は、次の場合には災害共済金を支払いません。
（1）組合員が第29条（損害発生の場合の手續）第1項の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合
（2）組合員が正当な理由がないのに第29条（損害発生の場合の手續）第2項の調査を妨害した場合
（3）組合員が第30条（損害防止義務）第3項の指示に従わなかった場合
（4）第19条（重大事由による解除）第1項により解除した場合
（5）組合員が災害共済金の支払請求手續を3年間怠った場合
（6）第27条（告知・通知義務の承認の場合）の規定により共済掛金等が追加徴収になる場合において、この組合の請求に対し組合員が支払を怠った場合

第4章 共済金の支払額

（災害共済金の支払額）
第11条 この組合が第8条（共済金を支払う場合）第1項の事故に対して支払う災害共済金の額は、1回の事故につき次の事項の額に共済金額（共済金額が新調価額額を超える場合は、新調価額額に相当する金額とします。以下同様とします。）の新調価額額に対する割合を乗じて得た金額とします。
2 この組合が第8条（共済金を支払う場合）第1項の事故に対して災害共済金を支払うべき損害の額は、共済目的の新調価額額を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧（修理すること又は当該共済目的と同一若しくは類似の性能を有する農機具を再取得すること）をいいます。以下同様とします。）するために必要な費用の最低額によって組合が定めます。
3 組合員が故意又は重大な過失によって第30条（損害防止義務）第1項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額の損害の額とみなします。**（減価共済金の支払額）**

第12条 この組合が第8条（共済金を支払う場合）第2項の損害に対して支払う減価共済金の額は、次の額とします。
（1）共済責任の満了の場合
減価共済金額に相当する額とします。
（2）共済責任の終了の場合
次項の損害の額を限度として次の算式によって算出された額とします。

減価共済金の額＝
第2条（減価共済金額）の
共済責任終了時における共済責任経過年数
×
（1－
第11条第1項の災害共済金
）
減価共済金額
×
共済責任期間の年数
共済金額
2 この組合が第8条（共済金を支払う場合）第2項の共済責任の終了又は満了に伴う経年減価による損害に対し、減価共済金として支払うべき損害の額は、経年減価額に共済責任経過年数（1年に満たない端数月があるときはこれを切上げて1年として計算します。以下同様とします。）年数に対する割合を乗じて得た額によって定めます。

（復旧義務）
第13条 組合員は、共済目的第8条（共済金を支払う場合）第1項の損害が発生した場合には、1年以内に共済目的を復旧しなければなりません。ただし、この組合は、その損害に係る実地に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域の全部又は一部をその区域に含む場合は、当該市町村の区域内において当該損害が生じた共済目的については、3年を限り、その期間を延長することができるが、

2 組合員は、前項の復旧をした場合は、遅滞なく、書面をもってその旨がこの組合に通知しなければなりません。
（1）前項の復旧を行わなかったときの災害共済金は、第11条（災害共済金の支払額）第2項の損害の額を農機具の時価額を基準として算出した額とします。

（他の共済関係等がある場合の災害共済金の支払額）
第14条 共済目的について第8条（共済金を支払う場合）第1項の損害に対して保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係（以下「重複契約関係」といいます。）がある場合において、この共済関係と重複契約関係の支払責任額（重複契約関係がないものとして算出した共済金又は保険金）の合計額が損害の額（他の共済関係等に損害の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い損害の額とします。）を超えるときは、次の算式により災害共済金を支払います。ただし、重複契約関係の支払責任額の全部又は一部が支払われず、この満額以上の災害共済金の合計額が損害の額に満たない場合は、第11条（災害共済金の支払額）第1項の金額を限度に損害の額に満たない額を加算した額を支払います。

第8条（共済金を支払う場合）
第11条（災害共済金の支払額）
×
この共済関係に係る支払責任額
第1項の災害共済金の額
＝
第2項の損害の額
×
それぞれの重複契約関係に係る支払責任額の合計額
2 前項の規定にかかわらず、組合員に対して、前項により支払うこととなる災害共済金の額の全部又は一部が重複契約関係から既に支払われている場合は、その額を差し引いた額を、この共済関係より支払う災害共済金の額とします。
3 第1項前段の規定により算出した災害共済金の額と他の重複契約関係より支払われる共済金又は保険金の合計額が第11条（災害共済金の支払額）第2項の損害の額に満たない場合は、第1項前段の規定にかかわらず、この組合は、次の算式によって算出した額を災害共済金として支払います。ただし、他の重複契約関係がないものとして算出した額を限度とします。
第8条（共済金を支払う場合）
＝
第11条（災害共済金の支払額）
×
他の重複契約関係があるものとして算出した他の第1項の災害共済金の額
重複契約関係の共済金又は保険金の額
4 前3項の場合において、損害が2種類以上の共済事故によって発生したときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用します。

第5章 告知義務・通知義務等

（告知義務）
第15条 組合員は、加入申込みの際、農機具共済に係る共済関係が成立することにより、円補することとされる損害の発生の可能性に関する重要事項のうち、組合が農機具共済加入申込書等により告知を求めた告知事項について事実を告知しなければならない。**（告知義務違反による解除）**
第16条 農機具共済加入申込書の告知事項について組合員が故意若しくは重大な過失によって事実を告げず又は不実のことを告げた場合は、この組合は、この共済関係を解除することができます。
2 前項の規定は、次の場合には適用しません。
（1）前項の告げなかった事実又は告げた不実のことがなくなつた場合
（2）共済関係の成立の当時、この組合がその事実若しくは不実のことを知っていた場合、又は過失によってこれを知らなかった場合
（3）組合員が第8条（共済金を支払う場合）第1項の損害が発生する前に、告知事項について、書面をもって更正をこの組合に申し出て、この組合がこれを承認した場合
（4）この組合が解除の原因を知った時（正当な理由によって解除の通知ができない場合には、解除の通知ができるとき）から1ヵ月を経過した場合
3 第1項の解除が損害発生後に行われた場合において、この組合は、第23条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、災害共済金を支払いません。もし、既に災害共済金を支払っていた場合は、この組合は、その災害共済金の返還を請求することができます。ただし、解除の原因となった事実に基づかずには発生した損害については、この組合は災害共済金を支払います。

4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所あての書面による通知をもって行います。**（通知義務）**
第17条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、組合員はその事実が発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、その責めに帰すべきできない事由によるときはその発覚を知った後遅滞なく、その旨がこの組合に通知して、共済証券に承認の裏書を請求しなければならない。ただし、その事実がなくなった場合は、組合への通知は必要ありません。
（1）共済目的について他の保険者又は共済事業者に対する第8条（共済金を支払う場合）第1項の事故を担保する共済契約又は保険契約を締結すること
（2）共済目的を譲渡すること
（3）共済目的を解体又は廃棄すること
（4）共済目的が第8条（共済金を支払う場合）第1項の事故以外の原因により破損したこと
（5）共済目的について用途を変更し、又は著しく改造すること
（6）格納場所又は設置場所を変更すること
（7）共済目的について危険が著しく増加すること
（8）前7号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと
2 組合員が前項の通知を怠った場合には、この組合は、その事実が発生した時は組合員がその発生を知った時からこの組合が承認裏書請求書を受け取るまでの間に発生した損害（ただし、前項第3号、第5号又は第7号の事実が発生した場合は、その事実の発生により増加した危険額によって発生した損害を支払いません。ただし、災害共済金を支払いません。また、既に災害共済金を支払っていたときにおいて、変更後の共済掛金率等が変更前共済掛金率等より高くなつたときは、この限りではあります。）については、第1項の事実が発生した場合（前項ただし書の規定に該当する場合は除きます。）には、その事実を承認したときを除き、共済関係を解除することができます。

3 この組合が第1項の通知を受けた後7日以内にその事実の不承認の通知又は共済関係の解除をしないときは、その事実を承認したものとみなします。
4 この組合が第1項の通知を受けた後7日以内にその事実の不承認の通知又は共済関係の解除をしないときは、その事実を承認したものとみなします。**（危険増加による解除）**
第18条 この組合は、前条（通知義務）第1項各号の事実の発生により危険増加（円補することとされる損害の発生の可能性が高くなり、当該農機具更新共済に係る共済掛金の額が、当該損害の発生の可能性を計算の基礎として算出した共済金の額に不均衡な状況生じます。）が発生したときに、同項の通知がなかったときは共済関係を解除することができます。ただし、同項ただし書の場合は除きます。

2 前項に基づくこの組合の解除権は、この組合が前項の解除の原因を知った日から1ヵ月経過した時に消滅します。
ア 前項の解除が損害発生後に行われた場合において、この組合が第23条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、解除となる事実が発生した時から解除される時まで発生した損害については、災害共済金を支払いません。また、既に災害共済金を支払っていたときは、この組合はその共済金の返還を請求することができます。
4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所あての書面による通知をもって行います。**（重大事由による解除）**

第19条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、共済関係を解除することができます。
（1）組合員が共済目的の所有者を含みます。以下この条において同様とします。）がこの組合にこの共済関係に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を支払させ、又は発生させようとした場合
（2）組合員が、この共済関係に基づく共済金の請求について、詐取を行い、又は発生させたこととした場合
（3）前2号のほか、この組合の組合員に対する信頼を損ない、この共済関係の存在を困難とする重大な事由がある場合
2 前項により解除が損害が発生した後に行われた場合において、この組合は第23条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、前項の第1号から第3号までの事由が発生した時から解除された時まで発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。
3 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所あての書面による通知をもって行います。**（共済関係の任意解除）**
第20条 組合員は正当な理由がある場合には、この組合が別に定める手續により共済関係を解除することができます。

（共済目的の調査）
第21条 この組合は、いつでも、共済目的のある土地又は建物若しくは工作物に立ち入り、共済目的について必要な事項を調査することができます。**（共済目的の調査拒否による解除）**
第22条 組合員が、相当な理由がないのに、前条（共済目的の調査）の調査を拒んだ場合には、この組合は、共済関係を解除することができます。
3 第1項に基づくこの組合の解除権は、前項の拒否の事実があった日から1ヵ月以内に行使しないときは消滅します。

2 前項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所あての書面による通知をもって行います。**（共済関係の解除の効力）**
第23条 共済関係の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

第6章 共済関係の失効等

（共済関係の失効）
第24条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、共済関係は、その事実の発生した時からその効力を失います。
（1）共済目的が第8条（共済金を支払う場合）第1項の事故以外の原因によって滅失したこと
（2）共済目的が第9条（災害共済金を支払わない損害）の事故によって滅失したこと
（3）共済目的が解体されたこと

2 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合は、第36条（共済関係の承継）第1項の規定により共済関係を承継したときを除き、その共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時から効力を失います。

（超過共済による共済金額の減額）
第25条 農機具共済の共済関係の成立時において、共済金額が共済価額を超えていたことにつき組合員が善意でかつ重大な過失がなかったときは、組合員は、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができます。
2 農機具共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく減少したときは組合員は、組合に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができます。

第7章 共済掛金等の追加・返還等

（危険の減少の場合）
第26条 共済関係の成立後に、当該共済関係により円補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少した場合は、組合員は、組合に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができます。
2 前項の規定により、共済掛金の減額を行う場合には、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して割り割をもって計算した金額を返還します。**（告知・通知義務の承認の場合）**
第27条 第15条（告知義務）、第17条（通知義務）第1項又は第36条（共済関係の承継）第1項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、別に定めるところに従い、追加共済掛金等の支払請求又は共済掛金の減額をすることができます。**（共済掛金の返還）**
第28条 共済関係の全部又は一部が無効となった場合、失効又は解除された場合及び超過共済により一部取り消しされた場合において、その原因に組合員の故意又は重大な過失がなかったときは、組合員が払い込んだ共済掛金のうち、この組合が別に定める方法により計算して得た額を返還します。

2 この組合は、第25条（超過共済による共済金額の減額）第2項より、共済金額の減額を行う場合は、共済掛金のうち未経過期間に対して割り割をもって計算した金額を返還します。

第8章 損害の発生

（損害発生の場合の手續）
第29条 組合員は、共済目的について災害共済金の支払を受けべき損害があると認めた場合は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。
2 共済目的について第8条（共済金を支払う場合）第1項の損害が発生した場合は、この組合は、その共済目的について必要な事項を調査することができます。
3 組合員は、この組合が第1項の損害に関して要求した書類を作成し、損害の発生を通知した日から30日以内にこの組合に提出しなければならない。
4 組合員が第1項の通知を怠り、故意若しくは重大な過失によって不実の通知をし、正当な理由がないのに第2項の調査を妨害し、第3項の書類に故意に不実の記載をし、又はその書類を偽造若しくは変造した場合は、この組合は、共済証券記載の組合員の住所あての書面による通知をもってこの共済関係を解除することができます。**（損害防止義務）**
第30条 組合員は、共済目的について通常すべき管理及び操作その他の損害防止を怠ってはなりません。
2 組合員は、第8条（共済金を支払う場合）第1項の事故が発生した場合又はその原因が発生した場合は、損害の防止又は軽減に努めなければならない。
3 この組合は、組合員に第2項の損害の防止又は軽減のため、特に必要な処置をすべきことを指示することができます。この場合は、当該指示による必要な処置によって、組合員が負担した費用はこの組合が負担します。**（残存物及び溢漏品の帰属）**

第31条 この組合は、共済目的の全部が滅失した場合において、組合員がその共済目的について有する権利を取得しません。ただし、この組合がこれを取り得る旨の意思表示をして災害共済金を支払った場合は、この限りではありません。
2 組合員は、この組合が要求した場合は、前項の規定によりこの組合が取得した権利の保全及び行使のために必要な証拠書類の提供その他の行為をしなければならない。この場合は、当該要求する必要な取付のために組合員が負担した費用はこの組合が負担します。
3 盗取された共済目的について、この組合が災害共済金を支払った場合は、その共済目的について有する権利は、共済金額の新調価額に対する割合によって組合に移転します。なお、組合員は、盗取された共済目的を発見又は回収したときは遅滞なくこの組合へ通知しなければなりません。**（評価人及び審判人）**

第32条 新調価額額又は第12条（災害共済金の支払額）第2項の損害の額について、この組合と組合員又は災害共済金を受け取るべき者の間に争いが生じた場合は、その争いは他の問題と分離して、これを当事者双方が書面をもって選定した1名ずつの評議人の判断に任せるものとし、評議人の間で意見が一致しないときは、評議人双方が選定した1名の審判人の裁定に任せなければならない。
2 前項の判断又は裁定に要する費用及び評議人又は審判人に対する報酬は、当事者双方がこれを負担するものとし、その負担の割合は前項の判断又は裁定によって定めます。**（第三者に対する権利の取得）**

第33条 第8条（共済金を支払う場合）第1項の損害が第三者の行為によって発生した場合において、この組合が災害共済金を支払ったときは、この組合は、組合員がその損害につき第三者に対して有する権利（以下この条において「組合員債権」といいます。）について、次の各号の額を限度に組合員組合に代わり取得するものとする。

（1）組合の損害の額の全部を災害共済金として支払った場合は、組合員債権の全部
（2）前号以外の場合は、組合員債権の額と、災害共済金が支払われている損害の額を差し引いた額
（3）前項第2号の場合において、組合が組合員に代わり取得せずし組合員が引き続き有する債権は、組合が組合員に代わり取得する当該債権よりも優先して弁済されるものとする。

3 第31条（残存物及び溢漏品の帰属）第2項の規定は、第1項の規定より代位権を取得した場合において準用します。**（共済金の支払時期）**
第34条 組合員が第29条（損害発生の場合の手續）の手續をし、この組合が災害共済金の額を確定した場合は、手續をした日から30日以内に災害共済金を支払います。
2 前項の規定にかかわらず、この組合が災害共済金の額を確定するための必要な調査を終えることができな場合は、これを終えた後、速やかに災害共済金を支払います。**（共済関係の終了及び消滅）**

第35条 この共済関係は、第11条（災害共済金の支払額）第2項の損害の額の新調価額額に対する割合が耐用年数に対する耐用年数から経過年数（1年に満たない端数月がある場合は、これを切捨てます。）を差し引いた年数の割合以上となる第8条（共済金を支払う場合）第1項の事故が発生した時に終了します。

第9章 そ の 他

（共済関係の承継）
第36条 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合には、譲受人又は相続人その他の包括承継人が、この組合の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の包括承継人の有する権利義務を承継することができます。
2 前項の規定による承継を行うとする譲受人又は相続人その他の包括承継人は、その譲渡又は相続その他の包括承継の日から14日以内に書面をもって、この組合に承諾の申請をしなければならない。
3 第1項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時（共済目的の譲受けの日に承諾があった場合は、譲受けの時）からその効力を生じます。**（準拠法）**
第37条 この約款に規定のない事項については、農業災害補償法（昭和22年法律第118号）、同法施行令（昭和22年政令第299号）、同法施行規則（昭和22年農林省令第95号）、任意共済損害認定準則（平成12年農林水産省告示第468号）、この組合の定款及び共済規程によります。

臨時費用担保特約条項

（組合の支払責任）
第1条 この組合は、この特約に従い、農機具損害共済約款第4条（災害共済金を支払う場合）又は農機具更新共済約款第8条（共済金を支払う場合）第1項の事故によって共済目的が損害を受けた場合において、災害共済金のほか、その損害に伴う臨時の費用に対して共済金（以下「臨時費用共済金」といいます。）を支払います。
2 この組合は、第4項に規定する者が、農機具損害共済約款第4条（災害共済金を支払う場合）又は農機具更新共済約款第8条（共済金を支払う場合）第1項の事故に直接起因（その事故から避難又は損害の発生するおそれが著しく増大したときの損害防止を含みます。）し、30日以上の入院加療（原因のいんを問わず脳部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は他発症状のないものを除きます。）を要した場合、又は被害の日から200日以内に死亡又は後遺障害（別表に掲げる基準に該当する場合に限ります。）を被った場合は、前項の臨時費用共済金のほか、その入院加療並びに死亡又は後遺障害に伴う費用に付して共済金（以下「傷害費用共済金」といいます。）を組合員（組合員が死亡した場合には、その法定相続人）に支払います。ただし、共済目的が農用自動車の場合は除きます。
3 前項の規定により傷害費用共済金を組合員の法定相続人に支払う場合であって、その法定相続人が2人以上いる場合は、その受取割合は、法定相続分割合とします。

4 傷害費用共済金の対象者（以下「傷害費用支払対象者」といいます。）は、次のとおりとします。
（1）組合員及び共済目的の所有者（組合員及び共済目的の所有者が法人である場合は、その理事、取締役又はその他の機関にある者）
（2）組合員及び共済目的の所有者の親族
（3）組合員及び共済目的の所有者の使用人**（臨時費用共済金の支払額）**

第2条 この組合が支払う臨時費用共済金の額は、共済金額に損害割合（農機具損害共済約款第7条（災害共済金の支払額）第2項又は農機具更新共済約款第11条（災害共済金の支払額）第2項の損害の額の新調価額額に対する割合をいいます。）の10％を乗じて得た額とします。

2 この特約に係る共済目的について、臨時費用共済金を支払うべき他の重複契約関係がある場合において、それぞれの重複契約関係に

つぎ他の重複契約関係がないものとして算出した臨時費用共済金の合計額が前項の額（他の重複契約関係に前項の額を算出する基準が異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した額のうち最も高い額とします。以下この項において「支払限度額」といいます。）を超えたときは、この組合は、次の算式によって算出した額を臨時費用共済金として支払います。ただし、他の重複契約関係により支払われるべき共済金若しくは保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による臨時費用共済金との合計額が支払限度額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に、支払限度額に満たない額を加えた金額とします。

この共済関係に係る支払責任額
臨時費用共済金の額
＝
支払限度額
×
それぞれの重複契約関係に係る支払責任額の合計額
－
それぞれの共済関係に係る支払責任額
－
規定する限度額

3 前項の規定にかかわらず、前項により支払うこととなる臨時費用共済金の額の全部又は一部が他の重複契約関係から既に支払われている場合は、その額を差し引いた金額とします。

（傷害費用共済金の支払額）
第3条 この組合が支払う傷害費用共済金の額は、傷害費用支払対象者ごとに共済金額（共済金額が新調価額額を超えるときは、新調価額額に相当する金額とします。）にそれぞれ次の各号の割合を乗じて得た額とします。

（1）傷害費用支払対象者が第1条（組合の支払責任）第2項に規定する死亡又は後遺障害を被った場合
1名ごとに30％。ただし、1回の共済事故につき50万円を限度とします。
（2）傷害費用支払対象者が第1条（組合の支払責任）第2項に規定する入院加療を要した場合
1名ごとに5％。ただし、1回の共済事故につき20万円を限度とします。

2 この特約を付した農機具損害共済又は農機具更新共済とは別に、同一の組合員について、同一の共済事故により第1条（組合の支払責任）第2項の傷害費用共済金を支払うべき他の共済関係がある場合において、それぞれの共済関係による傷害費用共済金の合計額が1回の共済事故につき1名ごとに前項第1号又は第2号で規定する限度額を超えるときは、この組合は、次の算式により算出した額を傷害費用共済金として支払います。

第1条（組合の支払責任）
前項第1号又は第2号で
この共済関係に係る支払責任額
×
規定する限度額
－
それぞれの共済関係に係る支払責任額の合計額

（臨時費用共済金及び傷害費用共済金を支払わない場合）
第4条 農機具損害共済約款第5条（災害共済金を支払わない損害）又は農機具更新共済約款第9条（災害共済金を支払わない損害）及び農機具損害共済約款第7条（災害共済金の支払額）第4項又は農機具更新共済約款第11条（災害共済金の支払額）第4項の規定により、災害共済金が支払われない場合には、この組合は、臨時費用共済金及び傷害費用共済金を支払いません。

（傷害発生）通知
第5条 組合員（組合員が死亡した場合には、その法定相続人）は、共済目的について農機具損害共済約款第4条（災害共済金を支払う場合）又は農機具更新共済約款第5条（共済金を支払う場合）第1項の損害が発生し、傷害費用支払対象者が入院加療並びに死亡又は後遺障害を被ったときは、遅滞なくこの組合に通知しなければならない。
（傷害費用共済金の支払時期）
第6条 この組合は、組合員が農機具損害共済約款第25条（損害発生の場合の手續）又は農機具更新共済約款第30条（損害発生の場合の手續）の手續をし、組合員が要求した傷害費用共済金の請求を災害共済金の額が到達した日の翌日以後30日以内に、次の事項の確認を終え、傷害費用共済金を支払います。

	確 認 事 項	詳 細	
①	傷害費用共済金の支払事由の発生の有無の確認が必要な場合	事故の原因、事故発生状況、損害又は傷害発生の有無及び組合員、共済目的の所有者又は被害者に該当する事実	
②	傷害費用共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	約款に規定する傷害費用共済金が支払われない事由に該当する事実の有無	
③	傷害費用共済金を算出するための事実の確認が必要な場合	損害の額、傷害の程度、事故と損害又は傷害との関係、治療の経過及び内容	
④	共済関係の効力の有無の確認が必要な場合	約款に規定する解除又は取消しの事由に該当する事実の有無	
⑤①から④までのほか、組合が支払うべき傷害費用共済金の額を確定させるための事実の確認が必要な場合	重複契約関係の有無及び内容、損害について組合員が有する損害賠償請求権その他の債権及び既に取得したものの有無及び内容等		

2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が必要な場合は、前項の規定にかかわらず、この組合は、傷害費用共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数（照会又は調査の内容が複数ある場合は、そのうち最長の日数とします。）が経過する日までに、傷害費用共済金を支払います。

（準用規定）
第7条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された農機具損害共済約款又は農機具更新共済約款の規定を準用します。

特別な照会又は調査の内容	日数
第	